

平成 29 年 4 月 4 日

宿舎入居（予定）者 各位

国際学生宿舎主事
沼上 幹

火災保険の加入義務について

国際学生宿舎のすべての入居者は、必ず火災保険に加入しなければなりません。未加入の方は、下記を参考に、火災保険に加入し、証明書類を期限までに指定された場所へ提出してください。火災保険への加入を確認できる書類を提出しない場合は、入居許可を取り消します。

記

保 険 料：指定なし

保険会社：指定なし

保障内容：借家人賠償責任保障額が 1,200 万円以上であること。

共用部の火災に対しても保障されていること。

証明書類の提出期限及び提出先

一橋大学の学生	：平成 29 年 4 月 28 日（金）	プラザ管理室
一橋大学以外の学生	：平成 29 年 4 月 28 日（金）	所属大学の国際課等

■本件問い合わせ先： 一橋大学国際課学生交流係

TEL：042-580-8164 EMAIL：int-dorm1284@dm.hit-u.ac.jp